

鹿屋市DX推進本部設置要綱

(設置)

第1条 鹿屋市DX推進計画（令和6年3月25日策定。以下「計画」という。）に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿屋市DX推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DX推進の方針決定に関すること。
- (2) DX推進に関する必要な事項の審議に関すること。
- (3) その他DXの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、第5条に定めるCXO補佐官をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進本部の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 市長公室長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 農林商工部長
- (7) 商工観光振興監
- (8) 建設部長
- (9) 上下水道部長
- (10) 教育次長
- (11) 議会事務局長

(最高変革責任者)

第4条 行政及び地域社会における変革を推進するため、最高変革責任者（以下「CXO」という。）を置く。

2 C X Oは、市長をもって充てる。

(C X O補佐官)

第5条 C X Oを専門的見地から補佐するため、C X O補佐官を置くことができる。

2 C X O補佐官は、職員以外の者を充てることができる。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に推進本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調整部会)

第7条 D X推進に関する取組事項について調整及び進行管理するため、推進本部に鹿屋市D X調整部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会長、副部会長及び委員で組織する。

3 部会長は、総務部長をもって充て、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、市長公室長をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 政策推進課長

(2) 総務課長

(3) デジタル推進課長

(4) 財政課長

6 第6条第2項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 推進本部及び部会の庶務は、総務部デジタル推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。